

給与所得者の確定申告

▽給与所得者の確定申告
広報とよころ

役場だより

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎574・2213

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。
ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方とは

- 給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。
- ①給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ②1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ③2か所以上から給与の支払を受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

- 給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。
- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
 - ②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
 - ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - ④ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

令和3年分の確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和3年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和4年2月16日（水）から同年3月15日（火）までです。還付申告については、令和4年2月15日（火）以前でも提出できます。（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では申告および申告書の受付を行っていません）

確定申告書は、パソコンやスマホで作成できます！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたは、ICカードリーダーライターをお持ちの方は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して提出できます。また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたは、ICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、「e-Tax」をご利用できます。なお、作成した申告書は印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

～ 税に関する情報は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp> ～

公的年金等を受給されている方へ

以下の全てに該当する場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
 - 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ・所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課までお問合せください。

後期高齢者医療制度 のお知らせ

保険料の年金天引きについて

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011・290・5601
役場福祉課係
☎574・2214

令和3年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納付されていましたが、令和4年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。

※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

年金からの天引きに変更になる時期の目安

6月1日～10月2日に75歳になった方	75歳になってはじめての 4月の年金からの天引きに変更
10月3日～12月2日に75歳になった方	6月の年金からの天引きに変更
12月3日～2月2日に75歳になった方	8月の年金からの天引きに変更
2月3日～5月31日に75歳になった方	10月の年金からの天引きに変更

年金からの天引きの対象となる方

- ・年金受給額が年額18万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）
- ・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額（老齢基礎）の2分の1を超えない方

年金天引きから口座振替に変更する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は「支払方法変更申出書」の手続きが必要です。
- 手続きは随時受付していますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4か月かかる場合があります。希望される方は早めに手続きをしてください。（例：4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要）

【手続きに必要なもの：預貯金通帳、通帳の届出印】

※国民健康保険税を口座振替納付していても引継がれません。
改めて、「後期高齢者医療保険料」の口座振替の手続きが必要です。

町有バス（大津線・二宮線） をご利用の皆さまへ

冬期間は天候不良や路面状況の悪化により町有バスの通過時刻や、駅への到着時刻の遅れ等、不測の事態が予想されます。このような場合には、「町有バス運行状況案内専用ダイヤル（☎080060657693）」で運行状況をご確認ください。なお、これまでどおり、荒天等により

コミュニティバス

町有バス運休のお知らせ

■コミュニティバス運休のお知らせ
次の期間運休します。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。
期間▽令和4年1月5日（水）まで
■町有バス運休のお知らせ
学校の冬休みに伴い次の便を運休します。

二宮線▽全便運休	期間▽令和4年1月12日（水）まで
大津線▽①便	大津7時03分発→豊頃駅
③便	豊頃駅16時05分発→大津
期間▽令和4年1月12日（水）まで	
大津線▽②便	大津7時29分発→豊頃駅
④便	豊頃駅17時52分発→大津
期間▽令和4年1月1日（土）・2日（日）	

汐見橋周辺の交通規制について

ジュエリーアイスシーズン中は多くの観光客が訪れることが予想されるため、事故防止として大津海岸の入口の「大津汐見橋」と町道の一部を冬期間（ジュエリーアイスのシーズン中）車両通行止め、車両進入禁止の規制をします。大津地域の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

交通規制内容▽車両通行止め（歩行者専用とします）
所大津汐見橋 時間▽終日

期間▽令和4年3月6日（日）まで



問合せ先

役場商工観光課
☎578・7202

問合せ先

役場住民課生活環境係
☎574・2213